

千葉市公金管理検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の保有する公金の適正な管理を行うために必要な事項を検討することを目的として、千葉市公金管理検討会議（以下、「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公金管理方針に関すること
- (2) 金融機関情報の収集及び経営状況の把握に関すること
- (3) 金融危機対応策に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、会計管理者、財政部長、経済部長、下水道企画部長、水道局長、病院局次長をもって組織する。

- 2 検討会議に議長を置き、会計管理者をもってこれに充てる。
- 3 議長は、会議を総理し、会議を代表する。

(会議)

第4条 検討会議は、議長が招集する。

- 2 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、会計室及び資金課において処理する。

(連絡会)

第6条 検討会議に専門事項を調査検討する連絡会を置くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。